

大神姓佐伯氏の研究(4)

鎌倉時代佐伯莊相伝の過程

さとうたくみ

(会員 佐伯市池船町)

これまで鎌倉時代の佐伯氏については、『源平盛衰記』に登場する佐伯惟康から、弘安八年(一二八五)の『岡田帳』に記された佐伯政直まで、五代約百年の系譜と事跡が明らかではなかった。佐伯莊および佐伯氏の関連記事を「豊後国莊園公領史料集成」から抜粋すれば下表のとおりである。

年号	西暦	要項
安元二	一二七八	「八条院御領目録」智恵光院御庄 豊後國戸穴
元暦元	一二八四	「源平盛衰記」佐伯三郎維康が平家一谷に参陣。
文治年	一二八五	「宇佐宮仮殿地判指図」佐伯庄に一国平均役。
承久三	一二三二	承久乱に佐伯左近将監が大友親秀に属し宇治橋に戦死。(大友文書録)
同	一二八五	「関東進献八条院御遺領目録」智恵光院領五ヶ所幕府八条院領等を後高倉院に返獻す。
弘安八	一二八五	「豊後国岡田帳」
正応元	一二八八	佐伯庄一八〇町 本庄一二〇町 地頭御家人佐伯孫四郎政直 堅田村六〇町内一五町 領家 三〇町 佐伯八郎惟資
嘉元四	一二九〇	七町一段 忠左衛門維永後家 七町一段 堅田左衛門次郎惟光 四段 小田原次郎重直
嘉曆元	一二九六	佐伯左衛門尉に蒙古合戦の勲功賞として三奈上小倉磨崖宝塔建立 大願主大神惟武
同 四	一二九九	木庄五町を配分さる。(来島文書) 上小倉磨崖宝塔一基 能海逆善 西妙聖靈
元徳二	一二三〇	白山神社前弥陀種子板碑銘 「昭慶門院御領目録」智恵光院 豊後國戸穴庄

「大分県郷土史料集成系図編」に所収の『大神姓佐伯氏系図』は系線の引き方等いくつかの誤りが見られるが、これを引用する史誌類は惟康を佐伯氏の始祖とし、次の系譜を伝えている。

惟康——惟朝——惟忠——惟久——惟直(政直)
初代 二代 三代 四代 五代

ところで愛媛県東宇和郡の『緒方家譜』では初代惟康・

を惟安と記し「佐伯三郎左衛門尉、母は神儀大史忌部近重女、豊後国海部郡佐伯莊に居す」と付記して、次の系統譜を伝えている。

惟安(康)——^{二代}惟朝——^{三代}惟直——^{四代}惟久——^{五代}政直

しかも政直に至るまで佐伯莊および堅田村の相伝の過程が付記されており、さらに興味深いのは佐伯の莊名と旧院名が混同して使用されており、佐伯院の地名が人々の記憶に残存していたことを物語っている。

初代佐伯惟康

佐伯莊が立券されたのは父惟家の時代であるが、次男惟康が繼承して佐伯莊に居住していた。

当時、豊後では緒方惟栄が国衙領を掌握する在国司職として知行国司藤原頼輔と意を通じ、反平氏として活動を展開していたが、佐伯惟康は皇室領佐伯莊の下司職として惟栄等と行動を共にせず、多分に日和見的な立場にあつたと思われる。

佐伯惟康が平氏一ノ谷へ伺候したことが『源平盛衰記』の交名書によつて知られるが、緒方惟栄によつて九州を追われた平氏が屋島に移つて形勢を挽回し、瀬戸内



桜野の木造阿弥陀三尊像

桜野地区の慈済院はもと永福庵とよばれ江戸期には浄土宗潮谷寺の末寺となつたが、佐伯氏の菩提寺永福山安養寺の旧跡だという。ここに安置される阿弥陀三尊像は西側山上の阿弥陀屋敷

にあったもので、台座から「正暦元年(990)恵心僧都作」の墨書が発見されたが、様式は平安末期から鎌倉初期のものという。佐伯莊草創期の佐伯氏菩提寺の遺物と考えられる。

海の制海権を掌握した時期にあたり、西国の軍兵はほとんど傘下に加わったというから、佐伯惟康も例外ではなかったわけである。

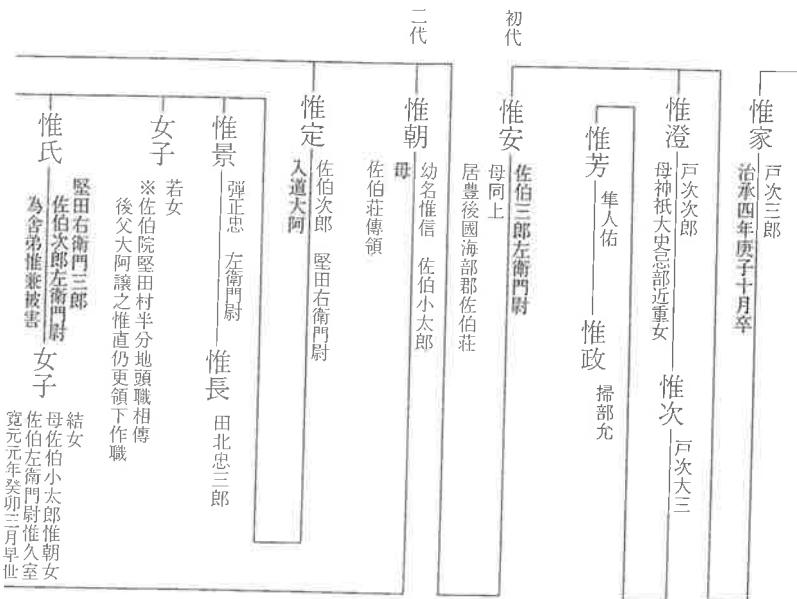
しかし元暦元年（一一八四）一月、頼朝に平家追討の院宣が下り、翌二月七日、一ノ谷城を攻略した。このとき佐伯惟康が参陣していたかは定かではないが、院宣が下った段階で平氏に離反して佐伯荘に帰っていたものと思われる。

翌文治元年（一一八五）正月、頼朝から九州の軍兵に対し、「先の院宣を守り鎌倉の下知に従つよう」命令書が発せられた。これを請けて豊後の兵船八十二艘が献上され、範頼率いる関東御家人を九州に迎え入れた。

さらに二月一日、院宣より豊後の住人等に「ますます平氏討伐に力を尽くせ、勲功を立てた者には恩賞を与える」との命令書が下り、豊後武士団の士気は揚がり、兵船を所持する佐伯惟康も水軍の将として三月二十四日の壇ノ浦の決戦に挑んだものと思われる。

その年の十一月、緒方惟宗は義経に与同して捕らえられ、豊後国は関東御分国として頼朝の知行国となつた。このとき日本國総追捕使・総地頭に任命された頼朝は、

【緒方家譜】



全国の軍事警察権を掌握し、国府正庁の地方機関を支配、在庁官人たちを動員して国中の荘園・国衙領から反

あたり五升の兵糧米を取り立てる権益を認められ、やがて守護地頭の制度が確立される。豊後知行国主となつた頼朝は豊後国司として毛呂秀光を推薦し、鎮西奉行として天野遠景、さらに中原親能らを送り込み、大友能直が豊後国の初代守護職となつた。

宇佐宮焼き討ちの罪で配流された緒方惟栄・臼杵惟

隆・佐賀惟憲。関東御家人の入国を阻んだ阿南惟家・家

親兄弟、大野泰基らは滅ぼされたが、佐伯惟康の動きは

判然としない。おそらく早い段階で関東御家人となり佐

伯荘地頭職を確保したものと思われる。大友氏入国後の

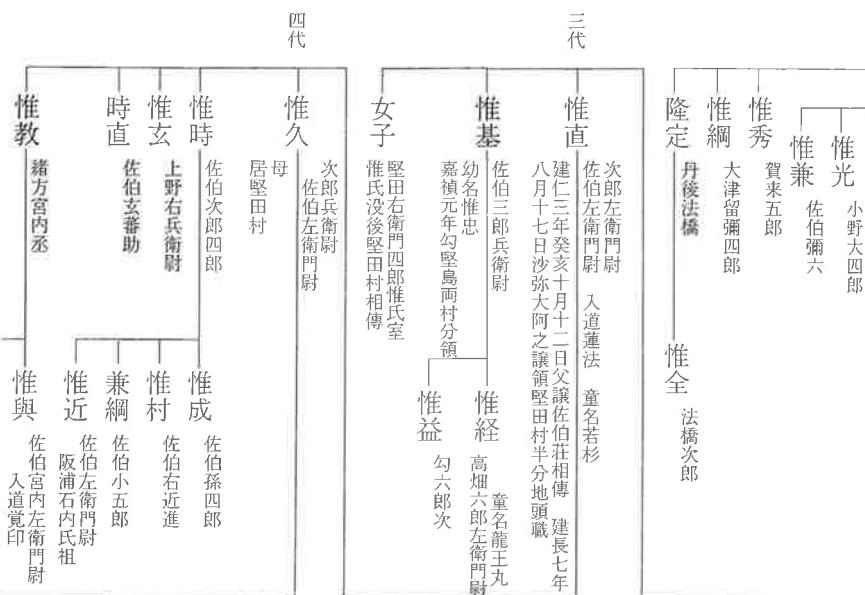
佐伯氏の優遇を考えると、関東勢の入国を先導したのは

案外、佐伯惟康であつたかも知れない。緒方惟栄が赦免

されて佐伯に帰住したとする「佐伯氏系図」の記事は、

おそらく後世の仮作であろうと思われる。

源平合戦の前後については、故渡辺澄夫先生の「源平の雄・緒方三郎惟栄」に詳しく論述されている。



二代惟朝と堅田左衛門尉惟定

『緒方家譜』と『弘安図田帳』から推測すれば、初代佐伯惟安(康)は佐伯荘一八〇町のうち本庄一二〇町を長男惟朝に、堅田村を次男惟定に譲つた。但し堅田村六〇町のうち、領家(皇室領)十五町が含まれている。

惟朝は「幼名惟信、佐伯小太郎、佐伯荘伝領」と記さ

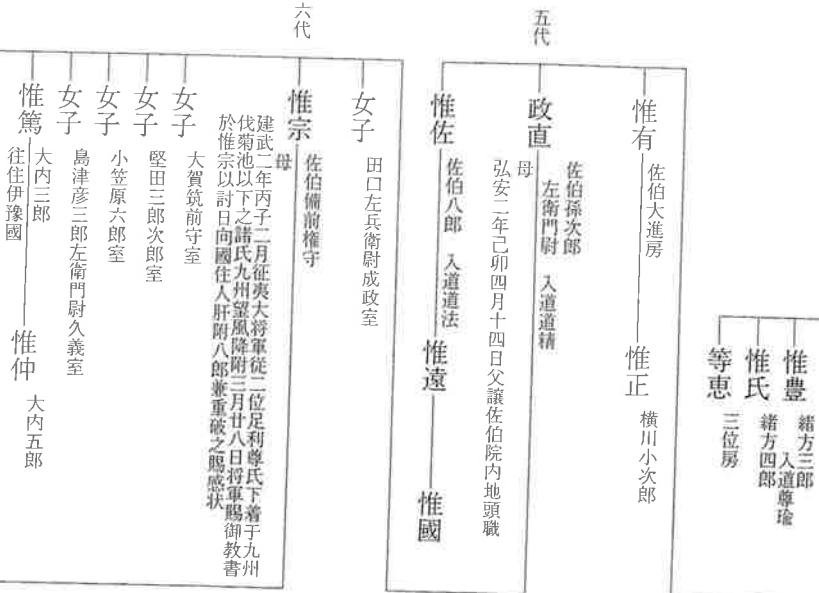
れ、長男惟直、次男惟基、末女子を儲けているが、建仁三年(一一〇三)十月十二日に長男惟直が佐伯荘を相伝しているので、若死にしたか、あるいは家督を譲つて六波羅探題の下知に従うため、京都に在住していたとも考えられる。承久三年(一一二二)の乱で幕軍に属し宇治橋に戦死した佐伯左近将監が誰だったのかいまだに不明である。

一方、惟定は「佐伯次郎、堅田(左か)右衛門尉、入道大阿」と称し、長男惟景に七町一段、次男惟氏に三〇町、三男惟光に七町一段を譲渡したが、財産分与に漏れた四男惟兼が惟氏を殺害に及ぶ事件を起こしている。

ということで、総領家は上岡(梅牟礼城)を拠点に番匠川流域を、惟定以後の庶氏家が上城(高城)を拠点に堅田川流域を支配したと考えられる。

六代

五代



緒方家譜と裏付文書

『緒方家譜』の佐伯莊相伝の書き込みを拝見して驚いたのは勿論だが、半信半疑ながらも後世の作意によって書ける内容ではないことから、鎌倉時代に伝わった系図なのか、あるいは裏付文書が存在していたのではないかと考えていた。

二年ほど経過した平成七年の盆休み、同緒方家出身で現在は大阪府吹田市で歯科医を開業している緒方惟幸氏が佐伯市に来訪された。このとき氏が持参した一冊のガリ版刷の冊子を拝見することができた。表紙には龍と三鱗の絵柄があしらわれ『吾川郷佐伯氏・丸田氏・田中氏系譜』と題されている。

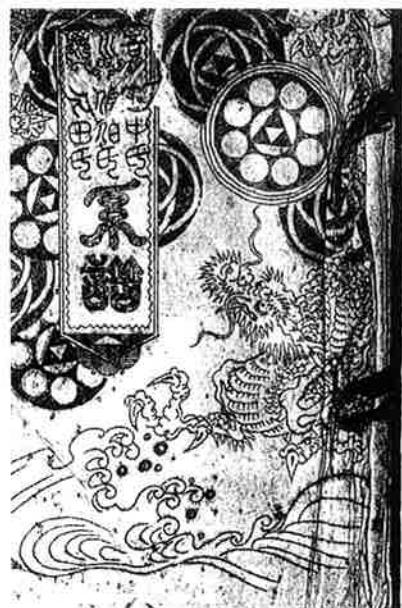
吾川郷は現在の伊予市上吾川・下吾川のことであるが、佐伯・丸田・田中氏は同族で、江戸時代には庄屋等の村役を勤め隆盛を極めた一族である。

ページをめぐると当家の系譜の後に、収集された豊後大神氏や佐伯氏関連の資料が編集されていたが、その中にこれまで目にしたことのない文書が収録されていた。とりあえず重要なと思われる資料編をコピーさせてもらつたが、所収の文書は次の通りである。



佐伯家墓地(上)と
吾川郷佐伯氏系譜(右)

伊予市上吾川六反畠にある佐伯氏全盛時代の丸田屋敷は、明治以降没落して現在は六反地区公民館の用地になっている。裏手には天然記念物のナギの木の下に土壙に囲まれた一族の墓地があり、江戸期の墓石群がかつての繁栄を留めている。



一、関東下知状（断片 年不詳）

二、関東下知状 貞治三年（一一四九）正月十日

三、関東下知状 正應四年（一二九一）七月八日

四、関東下知状 正應五年（一二九二）十二月廿四日

五、後光嚴天皇綸旨案 正平廿年（一三六五）十二月

六、木立村賊船首注文 天正七年（一五七九）七月

七、島津使者首注文 天正十四年（一五八六）

八、豊臣秀吉朱印状 天正十五年（一五八七）正月

九、羽柴秀長軍令 天正十五年（一五八七）三月

これらの文書の所在については、当系譜の前書に「系譜編纂の由来」が記されている。これによると、編纂者田中某氏は明治三十五年、父の筐底から当家の家系図を発見して興味を抱き、関連資料の収集をはじめたが、大正三年「東宇和郡の素封家緒方家の嫡男には代々背中に三枚の鱗あり、然もこは同家が龍神の末裔なるによる」との世評を聞き、手づるを求めて当時県会議員緒方陸朗氏と交信することができた。

大正三年十一月、緒方陸朗氏は県会出席の機会に家系図等を持参されたが、両者とも公務多端なおりから会うことがかなわず、松山市の歴史研究家西園寺源透氏に模

写を依頼した。以来九ヶ年の星霜を経て大正十二年一月元旦にこの「吾川郷佐伯氏系譜」は刊行されたのである。というわけで、これらの文書は「緒方家譜」と同様に東宇和郡野村町の緒方家に所蔵されていたものである。当時文書は既に虫食い欠損状態となっていたことが模写から伺えるが、緒方家に現存しているか否かは確認していない。

鎌倉時代の裁判

北条泰時の代、貞永元年（一一二三）幕府の新しい基本法典「御成敗式目」が完成したが、諸国の御家人武士たちの民事訴訟は鎌倉の問注所で取り扱われた。京都の六波羅探題も畿内西国の訴訟を受けつけたが、そこでおこなわれるものは事実調べだけで、裁決はすべて鎌倉に移送されることになっていた。

問注所には奉行人とよばれる専門の役人がいて、訴訟手続きを進行させる。原告が訴状を出すと、被告はそれを反駁する陳状を提出し、「三問三答」といわれるよう三四回ずつくりかえしたのち、両者対決の口頭弁論がおこなわれる。

担当の奉行人は、両者の主張や事実調べの結果をまとめて一応の結論を出し、「評定」会議に提出する。「評定」では奉行人をよび出して、種々質問したうえ、判決をきめる。判決書は裁許状と呼ばれ、勝訴人に渡されるが、その様式は執權・連署の署判した下知状で、関東下知状とよばれている。(「日本の歴史」中央公論社・朝日百科)

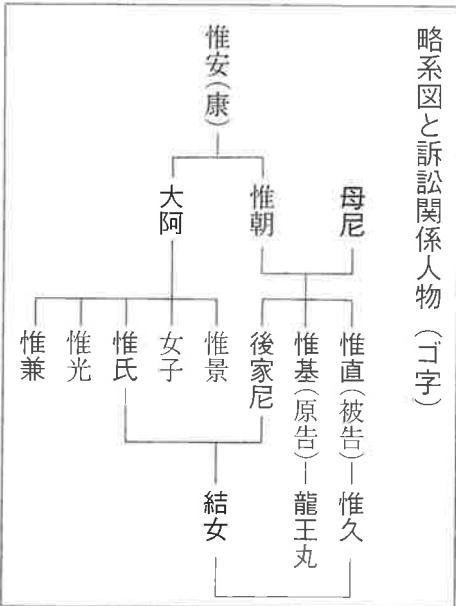
これから紹介する関東下知状四通は、佐伯氏総領家に下された裁許状で、三代惟直・四代惟久・五代政直にわたる貴重な史料である。

惟基と惟直の相論

第一の文書は、最初の訴訟名と終わりの判決部分を欠いているが、原告は佐伯惟朝の次男惟基で被告は佐伯莊を伝領する長男惟直、兄弟の対決である。

この兄弟には一人の妹があり、堅田左衛門尉惟定法名大阿の次男惟氏に嫁いでいた。惟氏は堅田村三〇町を父から伝領していたが、末弟惟兼によつて殺害されたため、後家尼となつた妹は鎌倉の問注所に出向いて裁許を得、夫惟氏の遺領三〇町を押領した。この三〇町は後家

略系図と訴訟関係人物(二字)



尼の一人娘に伝領されたが、結は惟直の子息惟久に嫁いだため、堅田三〇町は本家惟久の支配下に入った。

惟基の訴えは、惟氏の生前のとき互いに男女が生まれたら夫婦にさせようとの約束があり、惟氏には娘結が、惟基には息子龍王丸が生まれたので、両人が夫婦となるべき契約は有効である。しかしに惟直の子息惟久が聟となり、後家尼に安堵された堅田村三〇町を押取したのは無道である。というものである。

惟基にしてみれば、惟直・惟久は本庄一二〇町を領有

堅田三〇町は自分に譲つて欲しい
というものが本音であろう。判決部分はないが、勝訴した
のは惟直のようである。

しかし敗訴した惟基も幕府への自己宣伝が効いたのか、嘉禎元年（一一三五）勾・堅島（現大分市曲・片島）に所領を得ることができた。長男龍土丸は高畠六郎左衛門尉惟経と称し堅田村に居住。次男は勾六郎次・兵衛次郎惟益・法名智行と名乗り、勾保四十六町一段三百歩の地頭御家人として『豊後国図田帳』に名を残している。

文書一（読み下し文）

前欠

右対決のところ惟基の申すことくは、件の女子と龍王丸は同時に懷妊せらるの間、一人は男子、一人は女子たるは相互に夫婦たるべしの由、惟氏と惟基が契約せしむるところ、惟基は男子龍王丸を儲け、惟氏は女子結を儲く。これによつて契約に任せ夫婦の儀は存するところなり、且、彼の約束事においては豊前国住人山田左衛門入道(実名を知らず)が聞き及びおわんぬ。ここに惟氏は舍弟惟兼のために殺害さるの由、惟氏の後家尼惟直・惟

文書一（写し）

左對決之處如惟基申者件女子與惟基息龍王申者同時被懷生
婦之儀也且於彼約束事有豐前國住人山田佐衛門入道^不及
畢爰爲舍弟惟兼被害之^不惟氏後家尼惟基塙為訴
申子細參向闇東之時惟兼^{自不}具參闇之言尼代官被
召決堅田左門入道大阿^{惟基}之曰惟基申被子細之間條家尼
令係領堅田村畢事於不申付龍王丸於彼女子看惟基何如此可令
奔走故隨以惟直子息二郎兵衛尉惟久可爲大阿舜之由依約
來被間往時惟兼直令同意大阿^{惟基}尼安堵之後押取彼女子合
惟多條無道也不如惟直陳惟氏女與龍王丸約求事證復何事
哉是參後家尼於闇東見訪被訴訟畢者兄弟之芳心也以之何
可爲約來之證據哉又所立申證人又山田左門入道者惟基妻丈
伯父也仍不足證人歟以件女子可爲惟多妻丈丈由爲惟直尼許
申付之後已及今年舉換告日行^事至五年也其後者惟人令居
堅田村好將連事致沙汰^不盡惟其乍知及此等子細後家尼存生之時
一切無申旨後家尼問時惟直令同意大阿由事以惟久可申付大
阿^{惟基}丈由惟直雖令大阿不承引之間默止^不謀訟之時否入事
者云大阿云後家共爲親類之間生面雖不申子細目箇西至京都
者爲惟直沙汰送付畢所詮以惟久申付彼女子丈子細者御否審
者載起請之詞可矣之由可被^不下惟直母尼也耳因久一腹充免事也
爭可申偏頗我^不如惟基申者後家尼存生時無申者由事惟基
身延弱之間依不可被引不及申次可被^不母尼由事惟基並惟直雖
爲一姓腹惟者鐘愛嫡子也被^不申下有御
審者惟基可書進起請文也^不如惟直申若尼仔生時
廷廷故^不者惟基則件女子與龍王九自懷姪之時有夫婦約束之
不

基の妹)が子細を訴え申すため関東に参向のとき、惟基は京都より関東に具参の上、尼の代官として召決さる。

堅田左衛門入道大阿(惟氏・惟兼の父、尼の舅)のいわく、惟基が彼の子細を申すの間、後家尼は堅田村を拝領せしめおわんぬ。彼の女子を龍王丸に申し付けずにおいては、惟基が何でこのごとく奔走せしむべしや。したがつてまた惟直子息一郎兵衛尉惟久をもつて大阿が聟たるべしの由、彼の問注のとき約束せしむによつては、惟直が大阿に同意せしむのところ、尼の安堵の後に彼女の手合い惟久が押取の條、無道なり。云々

惟直の陳るごとくは、惟氏女子と龍王丸の約束ごとの証拠とは何ごとや。後家尼に具参し、関東を見訪、かの訴訟ごとにおいては兄弟の芳心なり。これをもつて何の約束の証拠たるべしや。また証人と申し立てるところの山田左衛門入道は惟基妻女の伯父なり、よつて証人不足か。件の女子をもつて惟久の妻女となすべしの由、惟直が後家尼の申し付けを計らるる後、すでに八ヶ年に及びおわんぬ。吉日を選んで祭を行うこと、また五ヶ年なり。その後は惟久を堅田村に居らしめ、狩漁のごときことと沙汰いたしおわんぬ。惟基はこれらの子細を知りなが

ら、後家尼が存生のときは一切申す旨なく、後家尼が問注のときをもつて惟直が大阿に同意せしむ由こと、惟久をもつて大阿女子に申し付くべしの由は、惟直が申せしむといえども大阿が不承引の間、黙止おわんぬ。訴訟のとき入らぬことは、大阿といい後家といえども親類たるの間、面立つて子細を申さずといえども、鎮西より京都にいたるは惟直の沙汰を送付せられおわんぬ。所詮、惟久をもつて彼の女子に申し付くる子細は、御否審なれば起請の詞に載せて弁じ申すべしの由、惟直の母尼に尋ね下さるべしなり。耳目久しう一つ腹の兄弟なり、争いは偏頗(へんぱ)かたよつて不公平なこと)と申すべきや。云々

惟基申すごとくは、後家尼が存生のとき申す旨なき由のこと、惟基の身が延弱(足なえ)の間、承引べからずによつて申し及ばず。次に、母尼に尋ねらるべし由のこと、惟基と惟直は一つ姓、一つ腹といえども惟直は鐘愛の嫡子なり。よつて御不審あるは尋ね下され由のこと、御不審は惟基が起請文を書き進ずべしなり。云々

惟直の申すごとくは、尼が存生のとき惟基の身が延弱(へんじやく)や云々は、惟基すなわち件の女子と龍王丸が懷妊のときより夫婦の約束これあり……(後欠) (つづく)